

國民生活必需品ノ統制ニ関スル措置ノ件(案)

一、生活必需品中別表ニ掲グル國民生活ニ持ニ密接ナル關係ヲ有スル商品ニ付テハ生産及價格ニ付嚴正ニ統制ヲ行フト共ニ支那消費着迄適正ナル配給ヲ行フモノトシ且計畫生産ノ完遂ニ必要ナル資材等ハ優先的ニ其ノ確保ヲ期シ退藏セル資材等ニ付テハ法令ニ基テ讓渡命令ヲ發動シテ之ガ適用ヲ圖ルモノトス

(備考)

右以外ノ生活必需品ニ付テハ從來生産配給之ハ西若ニ付統制ノ實施ニ付此等ノ付テハ從來通りニ付統制ヲ實施セシムルモノトス(別表)

二、参照)

一、前項以外ノ生活必需品ニ付テハ別表ニ掲グルモノニ付テハ限界價格ヲ設定シ其ノ範圍内ニ於テ業者ヲシテ公正ナル競争ニ依リ出賣得限リ低廉ナル價格ヲ以テ取賣セシムル其ノ取賣價格ニ付テハ新聞其ノ他依リ

一、販賣業者ニ周知セシムルト共ニ限界價格ヲ超セル價格ヲ以テ取賣

スル者ニ付テハ嚴重ナル警察取締ヲ行フ

尚本項ノ必需品生産上必要ナル資材等ニ付テハ政府ニ於テ自賣店其ノ他信用ニ得ル業者ニ付テハ出賣得限リニ付テハ確保方ニ付援助スルモノトス

二、生活必需品ニ對シテ現行物品稅ニ特別特為稅ハ此ノ際之ハ撤廢スル免稿草ノ引上等ノ措置ヲ講ズルモノトス

裏面白紙

別表一ノ品目

アルミニウム又ハ鉄製(御用引ラ合ム)ノ鍋及釜、鉄板製バケツ、
莫大小肌着、晒、縫糸、足袋、電球、回線、辨寸、塵紙

別表二ノ品目

湯沸、牛膏箱、フライパン、飯蒸器、洗面器、丸形コンロ、
織維製品(前掲モノヲ除ク)革靴、和傘及洋傘、總ゴム靴、
地下足袋、縫針、學用文房具、手引鋸、障子紙、ゴム底布靴、
(縫附ヲ含ム) 自転車(タイヤ、チェーン、ブレーキヲ含ム)

〃	〃	木	整	毛	毛	へ	イ	硯	〃	墨
			髪	止	止	ー	ン		油	松
		脚	紮			ピ	キ		煙	煙
						ン			墨	墨
才	立	積					ニ	人		
六	積	脚					オ	造		
脚							ス			
							入			
三	三	五	三	三	六	三	一	三	二	五
五	五	〇	〇	二	〇	〇	五	〇	五	五
〇	〇	〇	〇	ス	〇	〇	〇	〇	〇	〇

木
櫛
梳
櫛
一四〇〇

裏面白紙